

議案第 1 4 1 号 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 4 1 号大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料 2 ページをお願いします。改正理由でございます。

児童手当法の改正により、児童手当の支給対象となる施設入所児童の範囲が拡大され、母子生活支援施設に入所している児童のみで構成する世帯に属する者が、新たに施設入所等児童に追加されました。これに伴い、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が一部改正され、給付金として支払を受けた金銭の管理を行う必要がある施設の対象に、母子生活支援施設が追加されたことにより、市条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容は、所管の母子生活支援施設である母と子の家しらゆりが行わなければならない給付金として支払いを受けた金銭の管理に関する規定を新たに設けるものです。

その他、児童福祉法の一部改正による号ずれを改正するものです。

3 ページをお願いします。改正箇所については、記載のとおりです。

4 ページをお願いします。改正箇所については、記載のとおりです。

施行期日は、公布日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。